

# 「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」

## 設置要綱

### 1. 目的

水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）の改正に伴い、有害物質の使用又は貯蔵を行う施設等の構造、設備及び使用の方法に関する基準を定め、当該基準違反時の命令規定を設けるとともに、構造等についての定期的な点検に関する規定が設けられた。

このような状況を踏まえ、「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置して、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造等に関する基準及び定期点検に係る事項の具体的な内容について検討するものである。

### 2. 構成

- (1) 検討会は、水環境・地下水汚染防止に関する学識経験者、事業者等の関係者及び地方公共団体職員等で構成する。
- (2) 検討会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に關係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。

### 3. 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用の方法に関する基準の検討
- (2) 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の定期点検に係る事項の検討
- (3) (1)、(2)の具体的内容、具体例及び必要な解説を含む指針（自治体向け）、マニュアル（事業者向け）等
- (4) その他 (1)～(3)に関連して必要となった事項

### 4. 座長

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は検討会の議事運営にあたる。

### 5. 検討内容の公開等

- (1) 検討会は原則、公開で行う。ただし、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は検討会を非公開にできる。
- (2) 会議録は、当該検討会に出席した委員の了承を得て作成することとし、公開で開催した検討会の会議録は公開する。また、会議録には発言者の名前を記載する。

## **6. 事務局**

検討会の事務局は、水・大気環境局土壤環境課地下水・地盤環境室において行う。